

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第120号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員である管理用務員の給与を定める等の措置を講じることとしました。

この条例は、平成32年4月1日から施行することとしました。

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第120号

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員等の特例)

第4条 前2条の規定にかかわらず、地方公務員法（以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である管理用務員（以下「会計年度任用管理用務員」という。）の給料月額（同項第1号に掲げる職員である管理用務員（以下「短時間勤務会計年度任用管理用務員」という。）にあつては、これに相当する報酬の月額をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる職務の級及び同表の中欄に掲げる号給に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職務の級	号給	給料月額
1級	1号給から113号給まで	中欄に掲げる各号給の数と別表第1管理用務員給料表におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額

- 2 教育委員会は、前項の表によりその会計年度任用管理用務員の号給を決定しなければならない。
- 3 前項の号給の決定の基準は、別に定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず、短時間勤務会計年度任用管理用務員の給料月額は、前3項の規定によりその者に適用される給料月額に、その者の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を法第22条の2第1項第2号に掲げる職員である管理用務員（以下「常時勤務会計年度任用管理用務員」という。）の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 常時勤務会計年度任用管理用務員の退職手当については、京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例第16条前段の規定の適用がある場合における同条後段の規定は適用しない。この場合において、常時勤務会計年度任用管理用務員の退職手当の基本額の計算については、教育委員会が定める。

- 6 臨時的に任用される管理用務員に支給する手当は、第2条第1項の規定により別表第1管理用務員給料表の適用を受ける管理用務員の例に準じて教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)